



平成 28 年 5 月 9 日

各 位

会社名	J S R 株式会社
代表者名	代表取締役社長 小柴 満信
(コード:	4185、 東証第一部)
問い合わせ先	広報部長 小島 昌尚
(TEL	03-6218-3517)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年5月9日開催の取締役会において、当社の定款を下記の通り一部変更する議案を平成28年6月17日開催予定の当社第71 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

(1) 平成 27 年 10 月 2 日付けで株式会社医学生物学研究所を子会社化したこと等に伴い、より当社および子会社の事業の現状に合わせ、当社定款第 2 条(目的)の変更を行うものであります。

(2) 平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたことに伴い、社外監査役でない監査役に対しても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、当社定款第 31 条 (社外監査役との責任限定契約) の一部を変更するものであります。

なお、現行定款第 31 条の変更を本総会に提案することにつきましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会予定開催日	平成28年6月17日 (金)
定款変更の効力発生予定日	平成28年6月17日 (金)

以上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p><b>第2条</b> 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 次の製品の製造、加工及び販売</p> <p>(1) 合成ゴム、合成樹脂その他の化学工業製品</p> <p>(2) 合成ゴム、合成樹脂その他の化学工業製品の原料</p> <p>(3) 光学電子機器、情報機器、理化学機器、医療用機器、発電及び蓄電用機器並びにこれらの部品及びその材料</p> <p>(4) 土木建築用資材、住宅用資材及び包装用資材</p> <p>(5) 環境改善用及び保健用資材、機器その他の製品</p> <p>(6) 音響・音声・映像用ディスクソフトウェア</p> <p>(7) 食料品及び医薬品</p> <p>2. 前号の事業に関する技術の供与及び指導、受託調査並びにコンサルティング業務</p> <p>3. 化学工業用機械設備の設計、製作及び販売並びに土木建築工事の設計、施工及び監理</p> <p>4. 倉庫業、貨物自動車運送業及び自動車整備業</p> <p>5. 情報処理サービス業</p> <p>6. 不動産の売買、賃貸借及び管理</p> <p>7. 金融業及び総合リース業</p> <p>8. 損害保険の代理業及び生命保険の募集に関する業務</p> <p>9. 事務用品、家具及び日用品雑貨の販売</p> <p>10. 前各号に附帯又は関連する事業</p>	<p>(目的)</p> <p><b>第2条</b> 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 次の製品の製造、加工及び販売</p> <p>(1) 合成ゴム、合成樹脂その他の化学工業製品</p> <p>(2) 合成ゴム、合成樹脂その他の化学工業製品の原料</p> <p>(3) 光学電子機器、情報機器、理化学機器、医療用機器、発電及び蓄電用機器並びにこれらの部品及びその材料</p> <p>(4) 土木建築用資材、住宅用資材及び包装用資材</p> <p>(5) 環境改善用及び保健用資材、機器その他の製品</p> <p>(6) 音響・音声・映像用ディスクソフトウェア</p> <p>(7) 食料品、並びに医薬品、<u>医薬部外品その他のライフサイエンス関連製品並びにその原料及び中間製品</u></p> <p>2. 前号の事業に関する、<u>研究、開発、指導、受託、調査及びコンサルティング業務並びに技術の供与</u></p> <p>3. 化学工業用機械設備の設計、製作及び販売並びに土木建築工事の設計、施工及び監理</p> <p>4. 倉庫業、貨物自動車運送業及び自動車整備業</p> <p>5. 情報処理サービス業、<u>経営・経理に関する診断・指導</u></p> <p>6. 不動産の売買、賃貸借及び管理</p> <p>7. 金融業及び総合リース業</p> <p>8. 損害保険の代理業及び生命保険の募集に関する業務</p> <p>9. 事務用品、家具及び日用品雑貨の販売</p> <p>10. 前各号に附帯又は関連する事業</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>社外監査役</u>との責任限定契約)</p> <p><b>第 31 条</b> 本会社は、<u>社外監査役</u>の会社法第 423 条第 1 項の責任については、<u>社外監査役</u>との間で、その監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が規定する額を限度として、その責任を負担する旨の契約を締結することができる。</p>	<p>(<u>監査役</u>との責任限定契約)</p> <p><b>第 31 条</b> 本会社は、<u>監査役</u>の会社法第 423 条第 1 項の責任については、<u>監査役</u>との間で、その監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が規定する額を限度として、その責任を負担する旨の契約を締結することができる。</p>

以上